

京都市環境審議会

平成 22 年度第 1 回京都市環境影響評価条例部会及び京都市環境保全基準部会

議事要旨

日 時 平成 22 年 9 月 2 日(木) 午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分

場 所 職員会館かもがわ 2 階大会議室

出席者 笠原部会長，板倉委員，大久保委員，山田委員

欠席者 徳地委員

内 容

1 開会

2 議題

(1) 京都市環境影響評価等に関する条例の改正について

・事務局より資料 3 について説明

(大久保委員) 今後具体的な論点ごとに色々な資料が出てくると思うが，京都市において独自の要綱に基づいて運用している戦略的アセスメントの課題と，従来の条例の運用状況と事後調査の実施状況についての資料を提示してもらいたい。

(事務局) はい。

(笠原部会長) 今は民間に SEA の実施は求めているのか？

(事務局) 求めている。

(笠原部会長) 風力発電の規模要件は決まっていないのか。

(事務局) 現段階では規模の要件については未定。環境省に確認し次回までに回答する。

(2) 京都市環境保全基準の改正について

・事務局より資料 4，5，6 について説明

ア 水質汚濁に係る京都市環境保全基準の改正について

(大久保委員) AA 類型が指定されている水域のように，ぎりぎり基準を達成している水域は，これ以上悪化すると基準を超過してしまうが，原因・対策はどのように考えられるか。

(事務局) データは把握しているが，対策等の話はまだしていない。水質は昭和の後半から平成にかけて大きく改善されており，今後どのように取り組んでいくのが課題である。この部会では，基準を改正するに当たり，上位類型の基準を達成しているからという理由以外も考慮していきたい。

(笠原部会長) 環境基準は行政目標という性格を持っており，その環境基準達成に向けて現状をいかに改善していくかが本来だと思う。10 年間あるいは 5 年間達成しているか

ら上位類型の基準にするというのは少しなじまない感じがするが、いい環境を維持していくという意味で、よりハードルの高い類型に変更することは理解できるし、喜ばしいことではないかと思う。

(山田委員) BOD の測定精度の信頼性からも、BOD の達成状況で判断するのは抵抗がある。大腸菌群数は基準を達成できていないが、将来を見込んで基準を上げてもいいと思う。大腸菌群数まで考慮した場合の基準達成状況等を見せていただきたい。

また、有機物の指標として、TOC を考慮してはどうか。上水道の水質基準にも定められており、過去のデータの蓄積はないが、BOD と並行して入れて換えていくような方向が必要ではないか。

(山田委員) (板倉委員) pH の超過については、藻類の光合成で高くなるという自然の要素によるものなので問題ない。

イ「水生生物の保全に係る水質環境基準」に関する新たな項目の設置等について

(板倉委員) 国の環境基準は漁業協同組合の視点が重視されており、ありふれた普通の生物(カワゲラ、トビゲラ等)が全然入っていない。京都市は国の環境基準に準じた形で穏便にいくのか、独自性を持つのか。

(事務局) 実際の方針としては、調査ができていないため、もう少し資料を集めた中で考える必要がある。先生方等が取り組まれた資料・情報があればいただきたい。

(板倉委員) 生物調査はエキスパートがいらないと思うが、漁業協同組合へのヒアリング結果で決めるつもりか。

(事務局) 漁業協同組合へのヒアリングは行うが、それだけで良いとは考えていない。他に情報を得られるところがあれば教えていただきたい。

(板倉委員) オイカワ、ウグイ、ドジョウ等は投網でもかけないと調査できないため、誰でも分かるような指標を入れたら実際の水質との整合性が高いと思う。

国は生物が移動することがあるので特定できないというが、大多数の存在状況をみれば、高精度のデータが出てくる。京都市では今年から生き物調査を始めたので、誰が見ても分かるような昆虫などを、市民参加型で調査する方がいいと思う。

その辺も検討してほしい。

(事務局) できれば入れていきたい。魚だけではなく、まず情報を集めるなど取り組んでいきたいと思う。

(大久保委員) 政策全体の方向性が転換し始めて、生物も考えるということが強く打ち出されてきたことは評価をしたいと思っている。市が全て調査するというのは予算的に難しく、漁業協同組合等の安定したデータによるところが大きくなるので、少なくとも優先的な調査対象を設定し、ボランティアの調査も含めてどのように連携して実際に進めていけるかを考えていければと思う。

(山田委員) 化学的なデータよりは、その汚れの履歴を残すという意味で水生生物、特に

底生生物の指標を積極的に入れていただくようお願いしたい。

(笠原部会長) 今まで目が向けられていなかった水生生物に対して国としても体制づくりが始まり、現在の基準は全亜鉛だけだが、意見が出てくる中でこれから増えていく可能性もある。

(事務局) 京都市環境保全基準は、国の環境基準を基本としており、市保全基準設定の根幹から市独自のものにすることは難しいため、水生生物の保全に係る水質環境基準についても、国の環境基準を原形として市保全基準を定めるという形で整理させていただきたい。類型を指定する際の判断材料として 国の資料に入っていない生物を入れる等、今後の取り組みにいかせるような形で先生方のご意見を使わせていただきたい。

(笠原部会長) 国の環境基準がかかってくる中で、京都市保全基準は異なる定義で定めるというのも少し違和感があるように思う。

ウ 緑に係る京都市環境保全基準について

(大久保委員) 緑の基本計画は基本的にハード系を考えているため、どの自治体でも数値を調整している。京都市でも市街化調整区域の緑を足し、従来の目標を達成できるようになったのだと思う。しかし、今回緑視率の導入を検討していることから伺えるように、ハード系だけでは不十分ということもあり、京都の景観とのリングージ（つながり）も重要な部分として認識したうえで、ハード以外のソフト部分でどの程度増やせるかを考えていく必要がある。生物多様性という面でいえば、庭木として植える種類によっても相当違ってくるので、生物多様性とリンクさせた緑地のあり方について検討したら面白いと思う。金沢のことも話にあがっていたが、今度ヒアリングにいくので、また情報提供する。

(事務局) 他都市の事例などを含めた情報提供をお願いしたい。

(笠原部会長) 現在、市保全基準として設定している緑被率は、経年的な把握が難しいといった課題もある。また、緑の基本計画内での変更を、基準にも反映するか考える必要がある。政令指定都市で、市保全基準として緑の項目を設定しているのは京都市だけか？

(事務局) はい。

(笠原部会長) 引き続き市保全基準として残すかを含め、何か意見等ないか。

(板倉委員) 緑被率の対象地として、宝が池と東山と桂川を市街地の一部とみなす見解は、理解できる。しかし、同じように考えれば、山科や双ヶ岡の周辺なども該当し、数値は簡単に変わるため、一般的に自然保護団体等に十分な説明ができるか疑問である。

行政的に他都市との統一性についても留意する必要がある。

(山田委員) 緑被率の改善には、電信柱を整備し、電信柱の跡地を樹木に代えるなどしてはどうか。

(事務局) 自然保護の団体については、緑政課の方へのフィードバックがあるかもしれな

いが、当方は直接聞いていない。

(事務局) 緑の基本計画では、緑被率の対象地域を拡大し、現況値を35%とし、目標値を37%に引きあげた。現況値より2%増やすという行政としての目標値を提示することで、一定説明はできている。また、どこまで区域を増やすかについては、緑化の推進計画に係るため、これから検討がすすめられていくと思われる。

他都市との統一性については、緑被率の定義が各都市により異なるため、一概に比較できない。現況値を踏まえ、どの地域をどれだけ引き上げていくか検討し、京都市の当面の目標値を設定したいと思っている。緑視率は、京都独特の景観というものを大切にするという意味で今回導入されている。したがって、具体的な目標値を定めているというわけではなく、しばらくは観察していくこととなっている。施策を推進する意味での指標としては、使えるのではないか。緑視率以上にもっといい指標があれば、積極的に加えていくべきだ。ただ、緑の部分については京都は自然だけではなくて景観という側面が加わってくるので、京都の特徴的な部分だと思っている。

(板倉委員) 37箇所の見点場の場所を教えてください。

(事務局) 資料として用意する。

(笠原部会長) 見点場の配置によって、違いが生じると思われる。

(事務局) それを単に平均することについても検討が必要。

(笠原部会長) これからの議論について、今日はどこに照準を置いて話すかというような問題点を挙げてもらうほうがいい。

3 閉会